

議案第九十号

大学教育奨学資金の利子補給に関する条例の一部改正について

次のとおり大学教育奨学資金の利子補給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年六月三十日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十五年六月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

大学教育奨学資金の利子補給に関する条例の一部を改正する条例

大学教育奨学資金の利子補給に関する条例（昭和三十七年三朝町条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「年三分以内」を「年三パーセント以内」に改める。

第五条中「年九分五厘以内」を「年九・五パーセント以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。